

令和7年度

生活習慣病予防健診対象者年齢早見表

一般健診の
対象となる方

35 歳～74 歳の被保険者の方

※ 20 歳～38 歳の偶数年齢になる女性の方は、子宮頸がん検診のみの受診も可能です。

35歳

付加健診
40歳・45歳・50歳・
55歳・60歳・65歳・
70歳

74歳

◎生活習慣病予防健診は、35 歳以上の被保険者（ご本人）が対象です。

ご家族（40 歳以上）の方は、特定健康診査の対象となります。

◎年度内お一人につき 1 回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。

◎健診受診時に協会けんぽの被保険者（ご本人）であることが必要です。

下表の●が付いている箇所の健診項目を補助します。

！年齢の数え方は、その年の 4 月 2 日から翌年の 4 月 1 日までとなりますので、ご注意ください。

年齢	生 年 月 日	一般	単独 子宮頸 がん	付加	乳がん	子宮頸 がん
20歳	H17.4.2 ～ H18.4.1	×	●	×	×	×
21歳	H16.4.2 ～ H17.4.1	×	×	×	×	×
22歳	H15.4.2 ～ H16.4.1	×	●	×	×	×
23歳	H14.4.2 ～ H15.4.1	×	×	×	×	×
24歳	H13.4.2 ～ H14.4.1	×	●	×	×	×
25歳	H12.4.2 ～ H13.4.1	×	×	×	×	×
26歳	H11.4.2 ～ H12.4.1	×	●	×	×	×
27歳	H10.4.2 ～ H11.4.1	×	×	×	×	×
28歳	H9.4.2 ～ H10.4.1	×	●	×	×	×
29歳	H8.4.2 ～ H9.4.1	×	×	×	×	×
30歳	H7.4.2 ～ H8.4.1	×	●	×	×	×
31歳	H6.4.2 ～ H7.4.1	×	×	×	×	×
32歳	H5.4.2 ～ H6.4.1	×	●	×	×	×
33歳	H4.4.2 ～ H5.4.1	×	×	×	×	×
34歳	H3.4.2 ～ H4.4.1	×	●	×	×	×
35歳	H2.4.2 ～ H3.4.1	●	×	×	×	×
36歳	H1.4.2 ～ H2.4.1	●	●	×	×	●
37歳	S63.4.2 ～ H1.4.1	●	×	×	×	×
38歳	S62.4.2 ～ S63.4.1	●	●	×	×	●
39歳	S61.4.2 ～ S62.4.1	●	×	×	×	×
40歳	S60.4.2 ～ S61.4.1	●	×	●	●	●
41歳	S59.4.2 ～ S60.4.1	●	×	×	×	×
42歳	S58.4.2 ～ S59.4.1	●	×	×	●	●
43歳	S57.4.2 ～ S58.4.1	●	×	×	×	×
44歳	S56.4.2 ～ S57.4.1	●	×	×	●	●
45歳	S55.4.2 ～ S56.4.1	●	×	●	×	×
46歳	S54.4.2 ～ S55.4.1	●	×	×	●	●
47歳	S53.4.2 ～ S54.4.1	●	×	×	×	×
48歳	S52.4.2 ～ S53.4.1	●	×	×	●	●
49歳	S51.4.2 ～ S52.4.1	●	×	×	×	×

年齢	生 年 月 日	一般	単独 子宮頸 がん	付加	乳がん	子宮頸 がん
50歳	S50.4.2 ～ S51.4.1	●	×	●	●	●
51歳	S49.4.2 ～ S50.4.1	●	×	×	×	×
52歳	S48.4.2 ～ S49.4.1	●	×	×	●	●
53歳	S47.4.2 ～ S48.4.1	●	×	×	×	×
54歳	S46.4.2 ～ S47.4.1	●	×	×	●	●
55歳	S45.4.2 ～ S46.4.1	●	×	●	×	×
56歳	S44.4.2 ～ S45.4.1	●	×	×	●	●
57歳	S43.4.2 ～ S44.4.1	●	×	×	×	×
58歳	S42.4.2 ～ S43.4.1	●	×	×	●	●
59歳	S41.4.2 ～ S42.4.1	●	×	×	×	×
60歳	S40.4.2 ～ S41.4.1	●	×	●	●	●
61歳	S39.4.2 ～ S40.4.1	●	×	×	×	×
62歳	S38.4.2 ～ S39.4.1	●	×	×	●	●
63歳	S37.4.2 ～ S38.4.1	●	×	×	×	×
64歳	S36.4.2 ～ S37.4.1	●	×	×	●	●
65歳	S35.4.2 ～ S36.4.1	●	×	●	×	×
66歳	S34.4.2 ～ S35.4.1	●	×	×	●	●
67歳	S33.4.2 ～ S34.4.1	●	×	×	×	×
68歳	S32.4.2 ～ S33.4.1	●	×	×	●	●
69歳	S31.4.2 ～ S32.4.1	●	×	×	×	×
70歳	S30.4.2 ～ S31.4.1	●	×	●	●	●
71歳	S29.4.2 ～ S30.4.1	●	×	×	×	×
72歳	S28.4.2 ～ S29.4.1	●	×	×	●	●
73歳	S27.4.2 ～ S28.4.1	●	×	×	×	×
74歳	S26.4.2 ～ S27.4.1	●	×	×	●	●
75歳	S25.4.2 ～ S26.4.1	●	×	×	×	×

※令和7年度中に 75 歳の誕生日を迎える方は、誕生日から後期高齢者医療制度の加入者となりますので、75 歳の誕生日の前日までに受診するようお願いします。

例）昭和 25 年 5 月 10 日生まれの方は令和 7 年 5 月 9 日まで受診可能です。